

綾川町中小企業者等事業継続支援利子補給事業

綾川町では、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、セーフティネット保証 4号又は 5号、若しくは危機関連保証を利用して新たに運転資金融資を受けた中小企業者等に利子補給を交付します。

【支給対象者】

町内に住所や事業所を有する 中小企業、小規模事業者、個人事業主、医療法人、NPO 法人 等

【対象要件】

- ・法人等は町に法人町民税の申告があること、個人事業主は所得税の確定申告をしていること。
- ・町税を完納していること。
- ・香川県制度融資の「**香川県新型コロナウイルス感染症対応資金**」を利用して**運転資金**を借入していること。

【利子補給金額】

金融機関の定める償還方法に基づき、融資実行日から 5 年間払い込む利子（延滞利息、保証料、手数料等は含まない）相当額。ただし、香川県が利子の減免を融資実行日から 3 年間行う場合は、残り 2 年間で払い込む利子相当額とする。

<香川県新型コロナウイルス感染症対応資金>

	売上高▲5%以上▲15%未満	売上高▲15%以上
個人事業主 (事業性のあるフリーランス含む、小規模のみ)	金利 3 年間ゼロ 保証料全期間ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料全期間 1/2	金利 3 年間ゼロ 保証料全期間ゼロ

★青色の方は、町で 5 年間利子補給をします。

★赤色の方は、3 年間金利ゼロの期間が終了後 4 年目・5 年目を町で利子補給します。

【裏面に続く】

【提出書類】

- ① 利子補給金交付申請書（様式第1号）
- ② 利子補給金請求書（様式第4号）
- ③ 当該融資に係る契約書の写し等であって、融資実行機関、融資実行日、融資を受けた用途及び融資金額が記載された書類
- ④ 借入金の償還明細表
- ⑤ 融資制度名がわかるもの
（香川県信用保証協会が発行する「信用保証決定のお知らせ（お客様用）」等）
- ⑥ セーフティネット保証4号又は5号、若しくは危機関連保証の認定書の写し
（ただし、本町が認定書を発行している場合は不要）
- ⑦ 町内事業者等であることが確認できるもの
（個人）最新の確定申告書類（青色申告）：第1表の控え+所得税青色申告決算書の控え（2枚）
最新の確定申告書類（白色申告）：第1表の控え+収支内訳書
（法人等）履歴事項全部証明書または法人町民税の申告書 等
- ⑧ 算定期間の返済が確認できる資料（通帳に記載される返済履歴の写し 等）

※⑦の確定申告書類には、税務署の受付印もしくはe-Taxによる申告の場合は、受信通知を添付してください。

【申請方法】

上記提出書類の①～⑧を準備していただき、算定期間が1月1日から6月30日までのものについては7月末まで、7月1日から12月31日までのものについては、翌年1月末までに綾川町経済課まで申請をしてください。

※上記提出書類の③～⑦においては、過去に交付申請で添えており、内容に変更がない場合は、この限りではありません。ただし、⑦の確定申告書類については、確定申告をする都度、ご提出になります

お問い合わせ

綾川町役場 経済課

087-876-5282